令和5年度一宮町住宅用設備等 脱炭素化促進事業補助金申請の手引き



一宮町キャラクター「一宮いっちゃん」

一宮町役場 都市環境課 環境係

TEL: 0475-42-1430

1.補助対象設備と補助金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.補助対象となる住宅の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4.補助金申請受付及び窓口について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5.補助金申請の流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6.補助対象設備の要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7.補助対象経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8.交付申請手続きの必要書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9. 申請の変更・中止手続きの必要書類について・・・・1	1
10. 実績報告の必要書類について・・・・・・・・1	L2
11. Q&A·····	.5

1.補助対象設備と補助金額

補助対象設備	補助金額
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	上限 10 万円
	停電時自立運転機能がない設備は対象外
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円
※住宅用太陽光発電設備の設置が必須	
窓の断熱改修	補助対象経費の 1/4(上限 8 万円)
太陽熱利用システム	上限 5 万円
電気自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設
プラグインハイブリッド自動車	備を併設する場合、上限 15 万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合、
※住宅用太陽光発電設備の設置が必須	上限 10 万円
V 2 H充放電設備	
※住宅用太陽光発電設備の設置及び電気自	補助対象経費の 1/10(上限 25 万円)
動車の導入が必須	

- ・補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、切り捨てた額となります。
- ・一部設備は太陽光発電設備や電気自動車の導入が必須となりますので、ご注意

2.補助対象となる住宅の要件

- ・申請者が自ら所有し居住する住宅。
- ・申請者が自らの居住の用に供するために新築する住宅。
- ・申請者が自ら居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅。
- ・第三者が所有し、申請者が自ら居住する住宅。
- ※窓の断熱改修及び電気自動車は既存住宅(住宅の建築が完了後の申請)が 対象となるため、新築住宅は対象外となります。

3.補助対象者

- ・実績報告時までに該当する住宅に居住し、一宮町に住民登録を完了している方。
- ・町税を滞納していないこと。
- ・補助対象設備の設置費を負担し、所有していること。(所有権担保付ローン (残価設定型の契約含む)で購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社 等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ・申請者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合、全ての所有者又は共有者の同意を得ている方。

4.補助金申請受付及び窓口について

(1) 受付期間

令和5年4月1日から先着順に受付けます。

※予算額に達した段階で受付を終了します。

(2) 申請窓口

一宮町役場2階 都市環境課窓口または郵送で受付ます。

受付時間は平日午前8時30分から午後17時15分までとなります。

5.補助金申請の流れについて

- (1) 都市環境課へ申請書と必要書類を提出します。
 - ※補助対象設備設置後の申請は補助対象外となりますので、必ず設置前に申請してください。
- (2) 内容を審査し、不備等がなければ交付決定通知書を送付します。
 - ※送付まで概ね1週間程度お時間を頂いております。
- (3) 通知書を受け取り後、工事を行います。
- (4) 工事完了後、実績報告書と必要書類を提出します。
- (5) 町が設置の現地確認を行い、不備等がなければ交付確定通知書を送付します。
- (6) 通知書を受け取り後、請求書を提出します。
 - ※振込まで概ね3週間程度お時間を頂いております。

6.補助対象設備の要件について

☆補助対象設備は全て未使用品であることが要件となります。

補助対象設備	設備の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、L Pガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン 蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和3年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。 ※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間・補助対象・ボッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。
太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等 に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させる もののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部
	品(BL部品)として認定を受けているもの。ただし、集熱

	方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。
	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関
	を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の
	 種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を
	満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・
	事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。
高与力利主	(1)新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度
電気自動車 	登録車を除く。)であること。
	(2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、一宮町内の住所
	であること。
	(3)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金
	の交付を受ける年度内の日付であること。
	(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一
	般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とさ
	れている電気自動車であること。
	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として
	併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査
	証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載さ
	れているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自
	動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」
	と記載されている四輪のものに限る。
プラグインハイブリッド	(1)新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度
	登録車を除く。)であること。
自動車	(2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、一宮町内の住所
	であること。
	(3)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金
	の交付を受ける年度内の日付であること。
	(4)国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一
	般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とさ
	れているプラグインハイブリッド自動車であること。
	電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備の
│ │ V2H充放電設備	うち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、
	一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象と
	されているものであること。

7.補助対象経費について

家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品 (給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配 管工事等)
定置用リチウムイオン 蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
窓の断熱改修	設備本体(ガラス、窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等) ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。
太陽熱利用システム	設備本体(集熱器、蓄熱槽等)、架台、その他の付属機器(集 熱配管、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管 工事等)
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド 自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V 2 H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

※消費税及び地方消費税相当額は控除し、設置費等に国その他の団体からの 補助金を充当する場合は、更に当該補助金の額を控除した額となります。

8.交付申請手続きの必要書類について

不備、不足があると受付できませんので、事前に十分確認してください。

☆全設備共通書類
□一宮町住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
□納税証明書
※町において納税状況を確認することに同意頂ける場合提出不要です。
□補助対象設備等の導入に係わる契約書の写し(内訳が書いてあるもの)
□補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書の写し)
補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購
入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し
□貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)
※補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ必要となります。
□補助対象設備の設置予定図面(窓の断熱改修は平面図、立面図。)
※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車は提出不要です。
□設置前の状況が確認できる現況写真

- ※建替や新築の場合、現在の建物や空き地の写真で構いません。
- ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車は提出不要です。

☆設備により提出が必要な書類

- <窓の断熱改修>
- □既存住宅であることを証する下記いずれかの書類
- ・検査済証の写し(交付年月日が設備設置工事の着工前の日付であること)
- ・固定資産税課税台帳記載事項証明書又は納税通知書等の写し
- ・写真(足場が取れていることがわかるもの)
- □性能証明書(国その他団体へ補助金を申請している場合)
- □改修工事の設置状況が確認できるカラー写真
- ②内訳書の写しは、下記内訳を参考に別途用意し、契約書と併せて提出してください。

		費用内訳			
取り作 解体指 窓② 部材期 取り作	構入費円付け費円敬去費円付け費円敬去費円		窓③	部材購入費 取り付け費 解体撤去費 部材購入費 取り付け費 解体撤去費	円 円 円 円

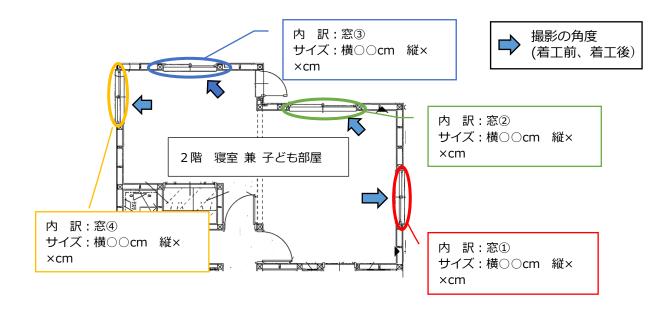
③平面図・立面図

・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。

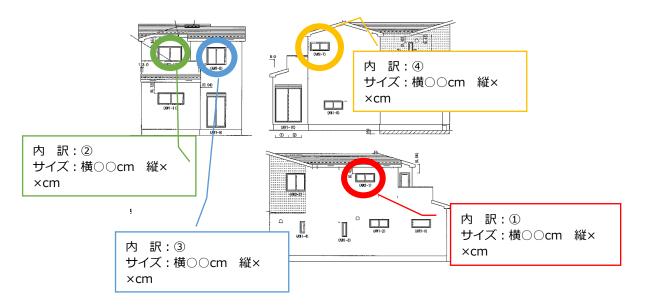
その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容 が分かるように、マーカー等をしてください。

・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

【平面図の例】



【立面図の例】



写真の撮り方

- ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
- ※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、 工事作業中の写真も撮影してください。
- ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影する等対応 頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置したすべての窓を撮影してください。
- ・設置した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの(机、棚、観葉植物等) は除いてから撮影してください。

9. 申請の変更・中止手続きの必要書類について

묵)

補助金の交付決定後、内容の変更や事業を中止する場合、速やかに下記の書類を提出してください。

①申請内容に変更が生じたとき
 □一宮町住宅用設備脱炭素化促進事業補助金変更申請書(様式第3号)
 □補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書の写し)
 ※エネファームについては、燃料電池ユニットと貯湯ユニットの品番がわかるもの
 □補助対象設備の設置位置が確認できる図面
 ②工事を中止するとき
 □一宮町住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書(様式第5

10. 実績報告の必要書類について

完了の日から 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度 の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか 早い日までに実績報告書の提出が必要になります。

☆全設備共通書類

- □一宮町住宅用設備脱炭素化促進事業補助金実績報告書(様式第6号)□補助対象設備の概要(様式第6号別紙)□補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し(補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。)
- □補助対象設備の設置状況が確認できる写真(電気自動車等にあっては、保 管場所において撮影した写真。
- □補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し(窓の断熱 改修にあっては、窓の性能を証明する書類の写しでも構いません。電気自 動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。)

☆設備により提出が必要な書類

<定置用リチウムイオン蓄電システム>

- □太陽光発電設備が導入されていることを証明する下記いずれかの写し
- ・売電明細書
- 接続契約又は特定契約締結のご案内
- ・保証書
- ・太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されている ことが確認できる写真

<電気自動車・プラグインハイブリッド自動車>

- □太陽光発電設備が導入されていることを証明する上記いずれかの書類
- □自動車車検証の写し(電子化されている場合、自動車車検証及び自動車検 査証記録事項の写し)
- □自動車へ充電できることを証する下記いずれかの書類
- ・充電設備の保証書
- ・充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる全体写真
- ・充電設備機器の銘板面の写真
- □ V2H充放電設備を併設している場合、下記いずれかの書類の写し
- ・V2H充放電設備の保証書
- ・V2H充放電設備の設置状況及び設置機器が確認できる全体写真
- ・設置機器の銘板面の写真

<V2H充放電設備>

- □太陽光発電設備が導入されていることを証明する下記いずれかの写し
- ・売電明細書
- ・接続契約又は特定契約締結のご案内
- ・保証書
- ・太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されている ことが確認できる写真
- □電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の自動車車検証の写し

11. Q&A

	補助金交付	申請について
Q-1	申請は、業者が代行してよいか。	委任状の提出があれば可能です。
Q-2	町税等の納付状況の確認の同意は必ず 必要なのか。	同意いただけない場合、ご自身で納税証明書等の提 出が必要となります。
Q-3	工事後に補助金があることを知った が、今からでも補助してくれないか。	申請前に着工、完了した工事は補助対象外となりますのでご了承ください。
	補助要作	‡について
Q-1	設置業者等のキャンペーンにより値引 きされ、経費が発生しない場合でも補 助対象となるか。	申請者の負担が 0 円である場合、補助対象外となります。
Q-2	モデルルーム等で使用していた設備を 設置した場合でも補助対象となるか。	未使用品が補助対象となるため、補助対象外となります。
Q-3	設備の本体価格が無料で、申請者の負担が設置工事費のみである場合、補助対象としてよいか。	補助対象経費に工事費が含まれる補助対象設備に限り、補助対象となります。
Q-4	1 「分割払い」など、金融機関からの借入金により購入した場合は、補助対象となるのか。 2 クレジット払いにより支払いをした場合は、補助対象となるのか。	「設置費を負担して設備等を導入した者」に補助を行うことを前提としているため、申請者自身が設置費を負担していることを確認する書類の提出が必要となります。 1 金融機関からの借入金により購入した場合は、「販売店が発行する領収書」又は「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる(具体的な支払いスケジュールが明記されている)契約書類」の提出により補助対象として差し支えありません。 2 クレジット契約による購入の場合は、領収書に替えて、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類(支払証明書)」の提出により補助対象として構いません。

Q-5	リース契約により設置される設備も補 助対象となるか。	リース契約により導入される設備については、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うことで、補助対象とします。 その際、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元する必要があります。 また、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とします。 ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。 イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
Q-6	リースの場合の補助対象経費はどのよ うに算出すればよいか。	リースの場合の補助対象経費は、リース事業者が導入する補助対象設備の購入費・工事費になります。 国の補助金の交付がある場合は、補助対象経費から 控除する必要があります。
Q-7	リースの場合の「リース事業者は、リ ースを受ける者から領収する月額リー ス料金を減額する形で補助金相当分を 還元する。」について、どのように計算 すればよいか。	例として、電気自動車(太陽光併設)のリース期間が5年間、国の補助金額が55万円の場合,月々のリース金額の還元額=補助金(100,000円+550,000円)÷5年÷12≒10,834円となります。なお、端数が生じる場合、年間の内の1月で端数を調整を行う等の内容でも差し支えありません。
Q-8	「設置者とリース事業者が共同で補助 事業を行う。」に該当するが、リース事 業者が扱う補助対象設備が自社製品の 場合、補助対象になるか。	リース事業者が扱う補助対象設備が自社製品の場 合である場合でも、補助対象になります。
Q-9	リースの場合の補助金の支払先はリース事業者でよいか。	市町村からの補助金の支払先は、リース事業者になります。 なお、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元する必要があります。
Q-10	国や県など他の団体からの補助金と重複して町の補助金を申請できるか。	可能です。他団体からの補助金額を控除した経費が 対象となります。

Q-11	二世帯住宅等で、同一の住所に複数の 同種の設備を設置する場合の考え方に ついて教えてほしい。	【エネファーム、蓄電池、窓の断熱改修、太陽熱利用システム】 補助対象設備の種類ごとに、1世帯につき1回まで補助対象とすることが可能です。 【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 1つの住宅において、補助対象設備の種類ごと
		に、申請者1人に付き1回まで申請できます。
	エネファー	-ムについて
Q-1	停電時自立運転機能の有無の確認方法 を教えて欲しい。	一般社団法人燃料電池普及促進協議会のHPから 確認できます。
	蓄電池	について
Q-1	蓄電池設備を自宅と店舗で併用してい る。その場合、補助対象となるか。	自宅でも利用していれば、補助対象となります。
Q-2	補助要件となる住宅用太陽光発電設備 は、蓄電池の設置工事完了までに設置 がされていなければならないか。	蓄電池に係る補助申請の実績報告の時点で太陽光 発電設備の設置が確認できればよく、設置時期は問 いません。
	窓の断熱さ	女修について
Q-1	住宅を建て替えた場合は補助の対象となるのか。	住宅をすべて取り壊し、立て直すなど、実態として 新築と変わらないものは、対象外となります。
Q-2	平面図は出せるが、立面図は提出できない場合、補助対象とできるのか。	「1居室の外気に接する全ての窓を改修すること」 を確認することを目的としてますので、平面図のみ でも確認ができれば、補助対象となります。
Q-3	「足場は残っているが工事は全て完了 している状態」は「既に建築工事が完 了している住宅」に該当するのか。	足場が設置された状態では建築工事が完了しているとみなすことはできません。
Q-4	補助対象経費外の工事費の意味がわからないので教えてください。	補助対象経費に含めることができる工事費とは、窓の断熱改修で必要となった費用のみになります。 例えば、次の場合は補助対象経費に含みません。 ・網戸など一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団に登録された製品以外を設置するための費用 ・窓の断熱改修と一緒に床のリフォームをした場合の床のリフォーム費用

	T	T
Q-5	居室に外気に接している窓と外気に接 していない窓がある場合、両方改修す る必要があるのか。	外気に接していない窓は原則改修する必要はありませんが、改修にしないことにより、その居室の断熱化の効果を薄めてしまう場合は、改修が必要となります。
Q-6	事務所兼住宅は対象か。	住宅の居室の窓を断熱化する場合は、対象となります。
Q-7	住居と事務所がつながっている場合は、事務所部分の改修も必要か。	断熱化する住居と事務所が隣接しており、事務所の窓を断熱化しないことにより、住居部分の熱流入、流出が起きる場合は、事務所の窓の断熱化も必要となります。
Q-8	今回、断熱化した居室に、既に断熱化 した窓がある場合、どうすれば良いか。	すでに断熱化した窓について、写真等により断熱窓 であることが確認できれば、補助対象となります。
Q-9	窓を断熱化するにあたり、窓が大きくなっても良いか。	原則、窓の大きさが変わることは認められません。 しかし、既存の窓に当てはまる大きさの窓がない等 の理由の場合は、認める場合もあります。
Q-10	窓の断熱改修を行うに当たり、工法に 制限はあるのか。 (例:内窓設置は対象外等)	窓の断熱改修が適切に図られれば、工法に制限はありません。
	太陽熱利用シ	ステムについて
Q-1	設備の要件等において「集熱器により 太陽の熱エネルギーを集めて給湯や空 調に利用するシステムで、動力を使用 して熱媒等を強制循環させるものをい う。」としているが、動力とは何の動力 を指すか。また、動力を使用して熱媒 体等を強制循環させるもの以外のシス テムは存在するのか。	動力とは、熱媒等を集熱器と蓄熱槽の間で循環させるためのポンプの動力(空気集熱式の場合には集熱器で暖めた空気を循環させるためのファンの動力)を指します。動力を使用しない「自然循環型」のシステムは補助対象外となります。なお、単に窓から太陽光を取り入れることにより室内の空気を暖める・水面に直接太陽光をあて水温を上げるなど、集熱器によらずに太陽の熱エネルギーを利用する場合は「集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯や空調に利用するシステム」に該当しないため対象外となります。
Q-2	既に設置されている太陽熱温水器から の交換については補助対象として構わ ないか。(既に設置されている機器につ いて、町からの補助は受けていない)	交換の場合も補助対象となります。

	電気自動車、プラグインノ	イブリッド自動車について
		ローン契約やリース契約の場合、自動車車検証の所
		有者欄に契約する事業者の住所氏名が記載され、所
	□ 白動車枠本証の配方者と使用者の名差	有者と使用者の名義が一致しませんが、自動車検査
Q-1	自動車検査証の所有者と使用者の名義 が異なる場合、補助対象としてよいか。	証の使用者の名義が申請者の氏名と一致していれ
	が共体の場合、補助対象としてよいが。	ば、補助対象になります。
		所有者欄に使用者が所属する会社等が記載されて
		いる場合は、補助対象外です。
		保管場所 (車庫・駐車場等) において、①車の全体、
Q-2	保管場所における写真は、どのように	②車のナンバープレートを撮影してください。
Q -	撮影すればよいか。	①と②の要件を満たす写真が1枚で撮影できない
		場合は、複数枚撮影してください。
	自動車への充電方法として、コンセン	 充電設備機器が導入されている場合のみ補助対象
Q-3	トから直接充電する方法は補助対象と	となることから、補助対象外となります。
	なるか?	こなることが、「開助が多く」になりより。
	V 2 H充放電	電設備について
		記録備について 設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を
0-1	設置状況が確認できる書類として写真	
Q-1	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すれ	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を
Q-1	設置状況が確認できる書類として写真	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が 1
Q-1	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すれ	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。
Q-1 Q-2	設置状況が確認できる書類として写真 を提出する場合、どのように撮影すれ ばよいか。	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。
	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すればよいか。 V2H充放電設備の補助要件である電気	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。
	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すればよいか。 V2H充放電設備の補助要件である電気自動車が自家用であることはどのよう	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。
	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すればよいか。 V2H充放電設備の補助要件である電気自動車が自家用であることはどのように確認すればよいか	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。
Q-2	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すればよいか。 V2H充放電設備の補助要件である電気自動車が自家用であることはどのように確認すればよいか V2H充放電設備の補助要件である電気	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が 1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。 自動車検査証の自家用・事業用の別が「自家用」で あることを確認してください。
	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すればよいか。 V2H充放電設備の補助要件である電気自動車が自家用であることはどのように確認すればよいか V2H充放電設備の補助要件である電気自動車・プラグインハイブリッド自動	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が 1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。 自動車検査証の自家用・事業用の別が「自家用」で あることを確認してください。 補助要件としての電気自動車・プラグインハイブリ
Q-2	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すればよいか。 V2H充放電設備の補助要件である電気自動車が自家用であることはどのように確認すればよいか V2H充放電設備の補助要件である電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は、国が令和3年度以降に実施する	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。 自動車検査証の自家用・事業用の別が「自家用」で あることを確認してください。 補助要件としての電気自動車・プラグインハイブリッド自動車については、国が令和3年度以降に実施
Q-2	設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すればよいか。 V2H充放電設備の補助要件である電気自動車が自家用であることはどのように確認すればよいか V2H充放電設備の補助要件である電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世	設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を 撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1 枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。 自動車検査証の自家用・事業用の別が「自家用」で あることを確認してください。 補助要件としての電気自動車・プラグインハイブリッド自動車については、国が令和3年度以降に実施 する補助事業において、一般社団法人次世代自動車